

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>1211.90</u>	<p><u>1. ルイボスティー</u></p> <p><u>本品は、乾燥させたルイボス (<i>Aspalathus linearis</i>) の葉から成るもので、ハーブの煎じ液を作るために使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)